

次の業務について、提案競技に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年8月28日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度静岡県立清水技術専門校離職者等再就職支援事業公募型訓練業務委託(その3)

(2) 業務内容

離職者を対象とした公共職業訓練で次の訓練とする。

整理番号	訓練科名	内容
4-1	(定住外国人向け) 食品製造科	定住外国人の方が食品製造業に関する知識を習得し就職するための訓練(2か月×1コース)
4-2	会計事務科2	会計事務上級(簿記2級)の習得を主とした訓練(4か月×1コース)
4-3	介護福祉士実務者研修科2	介護福祉士実務者研修課程の修得及び介護の職業で必要な知識や技能を習得する訓練(6か月×1コース)

2 訓練実施期間等

整理番号	訓練科名	実施地域 (下記のハローワーク管内)	科数	訓練実施期間
4-1	(定住外国人向け) 食品製造科	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和3年1月14日から令和3年3月12日までの2か月間
4-2	会計事務科2	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和3年1月19日から令和3年5月18日までの4か月間
4-3	介護福祉士実務者研修科2	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和3年3月16日から令和3年9月15日までの6か月間

3 参加資格

次の(1)から(4)の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (6) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所等を有していること。
 - (7) 最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
 - (8) その他訓練ごとに定める仕様書の要件に適合した者であること。

4 手続等

(1) 担当部署

〒424-0881 静岡県静岡市清水区楠160
静岡県立清水技術専門校 訓練課 企画・情報班
電話番号：054-345-3098 FAX番号：054-345-2921
E-mail：shimizutc_kyomu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和2年8月28日（金）から令和2年9月18日（金）まで

イ 配布場所

静岡県立清水技術専門校ホームページ（www.shimizu-tc.ac.jp）

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案競技参加申請書、企画提案書、その他関係書類

イ 提出期限

令和2年9月18日（金）午後4時必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

5 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は令和2年度静岡県立清水技術専門校離職者等再就職支援事業企画提案競技募集要項による。